

奈良県告示第二百九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十六年十一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

桃俣（ロ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

宇陀郡御杖村大字桃俣七〇四番	一号	
〃	七四六番	二号及び三号
〃	六七七番	四号
〃	六八七番	五号及び六号
〃	六八六番	七号
〃	七〇三番	八号